

玉城町広報広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が毎月1回発行する広報紙「広報たまき」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載ができるものは、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 法令等に違反又は抵触するおそれのあるもの
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として広告掲載の決定を受けた順とする。ただし、紙面の都合により掲載できない場合は、町内に住所を有する申込者及び前月(号)に掲載されていない申込者の応募を優先する。

2 掲載広告は、1申込者について、1月(号)につき1枠限りとする。

(広告の条件等)

第4条 広告の条件は、次のとおりとする。

- (1) 広告を掲載する位置は、各ページの最下段とし、掲載件数の上限を6枠までとする。
- (2) 広報の規格は、次のとおりとする。

規格	大きさ		掲載回数	掲載料
カラー	ページ最下段の 1段の2分の1相当	縦65mm×横88mm	1回	7,000円

(3) 広告の掲載期間は、1月(号)単位とし、連続する掲載期間は最大3月(号)までとする。

(申込者の資格)

第5条 広告媒体に広告の掲載を希望することができる者は、国内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、ホームページ等により直接行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広報広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 掲載を希望する月の前々月の25日までに広告原稿を添えて、提出しなければならない。また、広告原稿のデータを広報紙アドレス(kouhou@town.tamaki.lg.jp)へ送付するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、第2条の規定による審査を行い、玉城町広報広聴委員会設置要綱の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果について広報広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、町長が指定する期日までに広告掲載料を町の発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 連続掲載での申込みの場合は、合算した金額ではなく、毎月号の掲載料を請求するものとする。

(申込者の責任等)

第10条 町は、玉城町広報広告掲載取扱要綱及び玉城町広報広告掲載取扱基準に基づき、掲載可否の判断をしているため、広告掲載申込みの段階で広告内容に関する責任は全て申込者自らが負うということを承諾したものとする。

- 2 広告掲載の結果、問題が発生した場合については、町は一切の責任を負わないものとする。
- 3 町が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任など一切の責任を申込者が負担するものとする。

(広告掲載の中止・取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は広告掲載を中止、又は取消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載又は変更の申込みをしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告の掲載料は還付しない。ただし、申込者の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。